

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

第四条第一項の規定により第十二次鳥獣保護管理事業計画を定めました。

なお、この計画書は、奈良県農林部農業水産振興課において縦覧に供します。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾